

落札者決定基準

業 務 名: 低圧施設LED化改修令和7年度分(警察施設)
業務番号: 第R7－3号
業務場所: 奈良市西御門町 他

【発注部局】管財課

■落札者決定基準

分類		評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配 点	
技術提案書(注1)	技術提案に係る項目	実施体制(注7)	本事業は、多数の施設の照明設備を短期間で安全に効率的に取り替える必要があることから、円滑かつ確実に事業を完了させるための実施体制について具体性・妥当性が高い場合に評価する。	a. 事業実施体制及び企業の役割等が適切であり、優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い	3点	小計 6点満点
				b. 事業実施体制及び企業の役割等が適切であり、工夫かつ具体性・妥当性が高い	1.5点	
				c. 事業実施体制及び企業の役割等が適切であるが、上記a、bに該当しない	0	
		脱炭素化推進(注7)	本事業は、脱炭素化を推進する事業であることから、脱炭素化に資する提案について具体性・妥当性が高い場合に評価する。	a. 脱炭素化に資する提案が的確であり、優れた工夫かつ具体性・妥当性が高い	3点	
				b. 脱炭素化に資する提案が的確であり、工夫かつ具体性・妥当性が高い	1.5点	
				c. 脱炭素化に資する提案が的確であるが、上記a、bに該当しない	0	
	企業の施工実績等	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注3)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している	1	小計 6点満点
				b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		統括管理責任者の実績(注4)	同種工事	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
			延べ面積が3000㎡以上の照明設備を含む改修工事であって、過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注3)	本店等の所在地	a. 本工事の公告日時点において、「奈良県内に電気工事業の建設業許可を受けている本店」がある	2	
				b. 上記aに該当しない	0	
		社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注3)	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
				b. 上記aに該当しない	0	
加 算 点 合 計 (注6)					12点満点	

- (注1) 記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本業務の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 配置予定技術者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注4) 「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1／2以上とする。
- (注5) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注6) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注7) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注8) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。